

仮駐車場契約書（堺市営住宅）

貸主（以下「甲」という。）、借主（以下「乙」という。）及び堺市（以下「丙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲はその所有する末尾記載の物件（以下「物件」という。）を乙に貸し付けるものとし、乙は、物件を借り受けるものとする。

（賃貸借の目的）

第3条 乙は、物件を丙の市営住宅建替事業に基づく仮駐車場として使用し、その他の目的に供してはならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 第1項の期間に変更の必要が生じたときは、その変更の2箇月前までに甲、乙及び丙が協議し、これを行うものとする。

（賃借料）

第5条 賃借料は、月額金 円とする。

2 前項の賃借料のうち、乙は毎月 円を、丙は毎月 円を負担する。

3 甲は毎月末日までに、翌月分の賃借料を乙及び丙に請求するものとし、

乙及び丙は、当該請求があったときは、速やかに甲に支払うものとする。

- 4 甲が毎月の賃借料を期別請求により徴収する場合には、前項の規定にかかわらず、甲は、この契約の締結後、賃借料の前期もしくは後期分または全期分を乙及び丙に請求するものとし、乙及び丙は、当該請求があったときは、速やかに甲に支払うものとする。
- 5 前項の場合において、翌期からこの契約が終了する日までの賃借料については、乙及び丙は、甲の請求があった日から25日以内に支払うものとする。ただし、この契約が終了する日が期間の中途である場合には、賃借料は該当月数分とする。
- 6 第4条第1項に定める日が月の中途である場合、当該月の賃借料は、日割計算により算出した額とする。ただし、仮住居賃貸借契約の内容により甲が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

- 第6条 手数料が必要な場合においては、甲は、この契約締結後、手数料相当額を乙及び丙に請求するものとし、乙及び丙は、当該請求があったときは、速やかに甲に支払うものとする。

(期別請求による賃借料の返還)

- 第7条 甲は、期別請求により賃借料を徴収している場合において、期間の中途に第12条の規定による解約が行われたときは、その翌日以降の賃借料相当額を乙及び丙に返還するものとする。

(譲渡の制限等)

- 第8条 甲は、物件の所有権を他に移転しようとするときは、乙及び丙と協議するものとする。

（譲渡等の禁止）

第9条 乙は、物件の全部又は一部につき賃借権（使用权）を譲渡し、転貸し、又は、担保の用に供してはならない。

（増改築等の禁止）

第10条 乙は、物件に造作、改造、模様替え等をしてはならない。

（破損時の修繕及び費用負担）

第11条 物件に関する自然の破損による修繕費は、甲が、負担する。

2 乙は、物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとする。

3 乙は、故意又は重大なる過失により物件を滅失し、又は毀損したときは、乙の負担で原形に復するか、又は損害額として甲の認める額を納付するものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

（1） 賃借料の支払いを2箇月以上または1期分以上怠ったとき。

（2） その他この契約に違反したとき。

2 乙及び丙は、契約期間内にこの契約を解除する必要が生じたときは解除しようとする日の2箇月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

（当然消滅）

第13条 本契約は、火災その他不可抗力により物件の全部又は一部が滅失し、若しくは破損して使用が不能となったときは、催告その他の手続をしないで当然消滅するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

物件の表示

1. 物件の所在地

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

丙 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市

代表者 堺市長

印